

## 静岡県告示第549号

静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）第22条の規定に基づき、地域が潤う直売先進モデル創出事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成29年7月4日

静岡県知事 川 勝 平 太

### 地域が潤う直売先進モデル創出事業費補助金交付要綱

#### 第1 趣旨

知事は、直売所を中核とした地域経済の活性化を図るため、地域が潤う直売先進モデル創出事業を行う直売所の管理及び運営をしている事業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

#### 第2 定義

- (1) この要綱において「直売所」とは、複数の生産者が自ら生産した農産物及びその加工品を、定期的に不特定の消費者へ直接販売することができる県内に開設された場所又は施設（移動又は無人の販売のみを行う場所又は施設を除く。）をいう。
- (2) この要綱において「地域が潤う直売先進モデル創出事業」とは、地域経済への波及効果が高い、直売所を中核とした先進的な取組を行う事業をいう。
- (3) この要綱において「事業者」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第2条第1項に規定する農業者（以下「農業者」という。）
  - イ 農業協同組合
  - ウ 農業協同組合連合会
  - エ 農事組合法人
  - オ 代表者を定め、かつ、組織及び運営に関する規約等を定めている農業者を組織する団体
  - カ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
  - キ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

#### 第3 補助の対象及び補助率（額）

- (1) 補助の対象  
地域が潤う直売先進モデル創出事業に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、既存施設等改修費その他知事が必要と認める経費
- (2) 補助率（額）  
(1)に掲げる経費の2分の1以内とし、1,000万円を限度とする。

#### 第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
  - ア 交付申請書（様式第1号）
  - イ 事業計画書（様式第2号）
  - ウ 収支予算書（様式第3号）

エ 資金状況調べ（様式第4号）

オ 申請者概要（様式第5号）

カ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

**第5 交付の条件**

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合

イ 補助事業に要する経費の配分の変更（事業費の額の20パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、知事が別に定める期間。以下「処分制限期間」という。）内において、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

- (4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産の管理に必要な事項を記載した書類を備え、処分制限期間が経過するまでの間保管しなければならないこと。

- (7) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

- (8) 補助事業が完了した日の属する年度の終了後3年間において、毎年度終了後、補助事業に係る過去1年間の成果状況を成果報告書（様式第6号）により知事に速やかに報告しなければならないこと。

**第6 変更の承認申請**

提出書類 各1部

- (1) 変更承認申請書（様式第7号）

- (2) 変更事業計画書（様式第2号）

- (3) 変更収支予算書（様式第3号）

- (4) その他知事が必要と認める書類

## 第7 実績報告

- (1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書（様式第8号）

- イ 事業実績書（様式第2号）

- ウ 収支決算書（様式第3号）

- エ その他知事が必要と認める書類

- (2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月10日のいずれか早い日まで

## 第8 請求の手続

- (1) 提出書類 1部

- 請求書（様式第9号）

- (2) 提出期限

補助金交付確定通知書が到達した日から起算して10日を経過した日まで

## 第9 概算払の請求手続

提出書類 各1部

- (1) 概算払請求書（様式第9号）

- (2) 資金状況調べ（様式第4号）

## 第10 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

- (2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

- (3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その

金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(様式第10号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

**附 則**

この告示は、公示の日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

様式第 1 号 (用紙 日本工業規格 A 4 縦型)

地域が潤う直売先進モデル創出事業費補助金交付申請書

第 号  
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名 印

(個人の場合は、住所及び氏名を記載すること。)

年度において地域が潤う直売先進モデル創出事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。

1 交付申請

金額 円

(補助金所要額) (補助金に係る消費税仕入控除税額等) (補助金額)

円 - 円 = 円

2 概算払の承認申請

(1) 金額 円

(2) 理由

(3) 時期

様式第2号（用紙 日本工業規格A4縦型）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

1 現状及び課題

2 事業の目的及び必要性

3 事業の内容

内容	スケジュール	備考

4 事業の効果

5 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

（注） 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

様式第3号（用紙 日本工業規格A4縦型）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	算 出 の 基 礎
	円	
計		

2 支出の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	算 出 の 基 礎
	円	
計		

(注) 変更収支予算書の場合は、変更前の予算額を上段に括弧書きし、変更後の予算額を下段に記載すること。

様式第 4 号（用紙 日本工業規格 A 4 縦型）

資 金 状 況 調 べ

区分 月別	収 入				支 出				差 引 残 高
				計				計	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
計									

(注) 未経過の月分については、見込額を計上すること。

様式第5号（用紙 日本工業規格A4縦型）

申請者概要

事業者名			
代表者名・役職名			
主たる事務所等の所在地	（〒    -    ）		
連絡担当者名 所属・役職名	（電話番号） （FAX） （メールアドレス）		
設立年月日	年    月    日		
資本金	千円	従業員数	人
他の補助金、 助成金の有無	有 ・ 無    *いずれかを○で囲む		
	（補助金額、補助金名、交付元）		
活動概要 （主たる事業）			

様式第6号（用紙 日本工業規格A4縦型）

成 果 報 告 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名 印

（個人の場合は、住所及び氏名を記載すること。）

年度に実施した地域が潤う直売先進モデル創出事業に関する 年度分の成果状況を次のとおり報告  
します。

1 販売額

販売額	千円
販売額（伸び率） （当該年度／補助対象年度）	%

2 生産者出荷額

生産者出荷額（伸び率） （当該年度／補助対象年度）	%
------------------------------	---

3 地域経済への波及効果

様式第7号（用紙 日本工業規格A4縦型）

地域が潤う直売先進モデル創出事業計画変更承認申請書

第 号  
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名 印

（個人の場合は、住所及び氏名を記載すること。）

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた地域が潤う直売先進モデル創出事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

様式第8号（用紙 日本工業規格A4縦型）

実績報告書

第 号  
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名称

代表者 氏 名 印

（個人の場合は、住所及び氏名を記載すること。）

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた地域が潤う直売先進モデル創出  
事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

様式第9号（用紙 日本工業規格A4縦型）

請 求 書（概算払請求書）

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定（決定）を受けた地域が潤う直売先進モデル創出事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名 印

（個人の場合は、住所及び氏名を記載すること。）

口座振替先金融機関名

口座種別 No.

様式第10号（用紙 日本工業規格A4縦型）

消費税仕入控除税額等報告書

第 号  
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名 印

（個人の場合は、住所及び氏名を記載すること。）

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた地域が潤う直売先進モデル創出  
事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- 1 補助金の確定額 金 円  
（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）
- 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等  
金 円
- 4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）  
金 円